

内閣参質一七一第一八五号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生太郎

参議院議長江田五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出スクールヘルスリーダーに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員谷岡郁子君提出スクールヘルスリーダーに関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、スクールヘルスリーダー派遣事業については、経験豊かな退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、養護教諭未配置校や経験の浅い養護教諭の配置校へ定期的に派遣し、校内での教職員に対する研修、個別の対応が求められる児童・生徒への対応方法等に関する指導等を実施し、併せて、スクールヘルスリーダーによる情報交換・知見の向上を図ること等により、児童・生徒が抱える現代的な健康問題に適切に対処できる環境を整備する事業と位置づけている。

二について

スクールヘルスリーダーの一日当たりの活動時間等については、都道府県教育委員会等が学校や地域の実情に応じて、弾力的に定めることとしている。

三について

文部科学省としては、スクールヘルスリーダーが長時間の移動を行う場合もあるものと認識しており、スクールヘルスリーダー派遣事業に要する経費として、旅費、保険料等についても計上している。

#### 四について

お尋ねの「充足率」の意味することが明らかではないが、例えば、平成二十年度においては、文部科学省に事業計画を提出したすべての都道府県教育委員会等についてスクールヘルスリーダー派遣事業が実施されており、合計二百八十人のスクールヘルスリーダーが派遣されたところである。